

令和2年度 国有財産監査の結果  
(北海道財務局管内分)

# 国有財産の監査

## 監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施しています。

具体的には、財務局等が毎年度財務大臣の定める監査方針に従い、実地監査を実施しています。

## 令和2年度における監査結果

### 【監査結果の概要】

北海道財務局において、41件の監査を実施し、6件（14.6%）について問題点等を指摘しました。

### 【重点対象】

- ①「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」の使用実態等
- ②「各省各庁所管の普通財産」の有効活用に向けた処理の進捗状況

### 《重点対象に係る監査結果》

- ①庁舎等の使用実態について、有効活用等を求めたもの等。⇒ 監査37件に対し、指摘5件
- ②各省各庁所管の普通財産について、処理の促進を図ったもの。⇒ 監査3件に対し、指摘1件

## 指摘事案のフォローアップ状況

監査指摘した事案については、処理の促進を図るため、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対して、必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

### 【令和2年度末現在におけるフォローアップの状況】

平成23年度から令和元年度監査における指摘事案（累計）127件のうち、是正・改善された件数は92件となり、進捗率は72.4%となっています。

## 令和2年度における監査結果

令和2年度については、41件（行政財産37件、普通財産3件、用途指定財産1件）の現地監査を実施し、そのうち6件（14.6%）について問題点等を指摘しました。

内訳として、庁舎等の有効活用や借受解消に着眼した「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」の行政財産監査については5件、各省各庁所管の普通財産監査については1件の指摘を行っています。

指摘内容としては、「庁舎等の有効活用」に関する指摘が2件（33.3%）、「庁舎等の借受解消」に関する指摘が1件（16.7%）、「用途廃止・引継」に関する指摘が2件（33.3%）、「財産管理の不備」に関する指摘が1件（16.7%）となっています。

### 【指摘内容別】

指摘内容	行政財産	普通財産	合計	
	件数(件)	件数(件)	件数(件)	割合(%)
庁舎等の有効活用	2	0	2	33.3
庁舎等の借受解消	1	0	1	16.7
用途廃止・引継	1	1	2	33.3
財産管理の不備	1	0	1	16.7
合計	5	1	6	100.0

## 令和2年度 監査結果一覧表

1.【行政財産】一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘(5件)

2.【普通財産】各省各庁所管普通財産等の指摘(1件)

### ※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	指摘類型
庁舎等の有効活用	a 庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b 余剰が生じている庁舎への移転等のため、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c 庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継を求めたもの。
財産管理の不備	d1 国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。

### ※ 一覧表「指摘区分」欄の凡例

是 正 : 用途廃止等の措置を求めたもの等

検 討 : 用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等

留 意 : 是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等

## 1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	a	法務省	札幌法務局	一般	—	札幌法務局北出張所	北海道札幌市北区北31条西7丁目113-14	検討	札幌法務局北出張所は、余剰（約240㎡）が生じていることから、法務本局及び管内支局から行政文書を移転させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
2	a	法務省	札幌法務局	一般	—	南出張所	北海道札幌市豊平区平岸1条22-17-115	留意	南出張所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約400㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
3	b	厚生労働省	北海道労働局	労働保険	雇用	札幌東公共職業安定所	北海道札幌市豊平区月寒東1条3丁目562番22	是正	札幌東公共職業安定所は、借受駐車場が非効率な使用となっていることから、必要台数を精査し、一部借受解消を図る必要がある。
4	c	農林水産省	北海道森林管理局	一般	—	署庁舎（日高南部森林管理署）	北海道日高郡新ひだか町静内緑町5丁目11番	検討	署庁舎（日高南部森林管理署）は、敷地の一部が非効率な使用となっていることから、用途廃止する必要がある。
5	d1	農林水産省	北海道森林管理局	一般	—	御園西・御園東・奥静内森林事務所（日高南部森林管理署）	北海道日高郡新ひだか町静内御園263-2	是正	御園西・御園東・奥静内森林事務所（日高南部森林管理署）は、敷地の一部について、表題登記及び所有権保存登記がされていないことから、嘱託登記を行う必要がある。

## 2. 各省各庁所管普通財産等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	c	国土交通省	函館開発建設部	一般	—	函館市尾札部町敷地	北海道函館市尾札部町50番12ほか	是正	函館市尾札部町敷地は、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続を進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。

## 指摘事案のフォローアップ状況

監査指摘した事案については、各省各庁において、是正・改善に向けた処理に取り組んでいますが、処理にあたっては、予算措置や用途廃止に係る所要の手続き等が必要なことから、一定の期間を要している状況になっています。これらを踏まえ、財務局では、指摘事案の処理促進を図るため、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、各省各庁に対して予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

### 【令和2年度末現在におけるフォローアップの状況】

平成23年度から令和元年度監査における指摘事案(累計)127件のうち、是正・改善された件数は、92件(令和2年度中には是正・改善した件数は5件)、是正未済件数は、35件となり、進捗率は72.4%となっています。

今後も、引き続き是正・改善の処理促進のため、フォローアップを実施していきます。

### 【平成23～令和元年度指摘事案の是正・改善状況】

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和2年度末 累計	
											進捗率
各年度指摘件数	50	6	12	3	12	6	19	11	8	127	-
是正済件数累計	50	6	11	3	8	1	10	3	0	92	72.4
うち2年度中 是正件数	1				2		2			5	-
是正未済件数	0	0	1	0	4	5	9	8	8	35	27.6